



UNITED ARROWS LTD.

第33回 定時株主総会 招集ご通知

2022 Ordinary General Meeting of Shareholders

日 時	2022年 6 月27日 (月曜日) 午後 6 時
場 所	東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 Otemachi One 3 階 大手町三井ホール
決議事項	第 1 号議案 剰余金処分の件 第 2 号議案 定款一部変更の件 第 3 号議案 取締役 (監査等委員で ある取締役を除く。) 3 名選任の件 第 4 号議案 取締役 (監査等委員で ある取締役) 3 名選任の件

株主各位

証券コード 7606
2022年6月3日
東京都渋谷区神宮前三丁目28番1号
(本部オフィス 東京都港区赤坂八丁目1番19号)
株式会社ユナイテッドアローズ
代表取締役 社長執行役員 松崎善則

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、当社第33回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。
なお、当日のご出席に代えて、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（3頁から4頁）をご参照いただき、2022年6月24日（金曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記	
日 時	2022年6月27日（月曜日）午後6時
場 所	東京都千代田区大手町一丁目2番1号 Otemachi One 3階 大手町三井ホール
目的事項	報告事項 1. 第33期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類 ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第33期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役）3名選任の件
以上	

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、当日の受付開始は午後5時を予定しております。
 - 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.united-arrows.co.jp>) に掲載いたします。
 - 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.united-arrows.co.jp>) に掲載しております。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」
- なお、これらの事項は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類に含まれております。
- 議決権行使書用紙において、議案につき賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
 - 当社では、定款の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られ、その代理人は1名とさせていただきます。この場合、代理権を証明する書面を当社に提出していただきます。

<新型コロナウイルス感染防止への対応について>

- ・株主の皆様におかれましては、感染拡大防止策の一環として、ご来場を見合わせ、書面またはインターネット等による議決権行使を強くご推奨申し上げます。
 - ・パソコンやスマートフォンを用いて遠隔地からでも株主総会の模様をご覧いただけるライブ配信を行います。このライブ配信の利用（インターネット参加）をご推奨申し上げます。なお、インターネット参加の場合、会社法上の出席に該当しないため、当日の議決権行使や質問はできません。議決権は事前に行使いただきますようお願い申し上げます。
- なお、株主総会当日の質疑応答の概要につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.united-arrows.co.jp/ir/stockinfo/notification.html>) に掲載する予定です。
- ・ご来場に際しては、感染状況やご自身の健康状態にご留意いただくとともに、会場での検温、アルコール消毒、マスクの着用など、感染予防の徹底にご協力いただきますようお願い申し上げます。
 - ・会場の座席間隔を広げるため、座席は100席程度のご用意とさせていただきますので、ご来場者数によって、安全な間隔を維持できないと判断する場合は、入場をお断りすることがございます。また、発熱や体調不良の認められる株主様につきましては、入場のご遠慮または途中退場をお願いする場合がございます。あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。
 - ・お土産の配布および株主総会終了後の懇親会の開催はございません。
 - ・運営に関して変更等が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.united-arrows.co.jp/ir/stockinfo/notification.html>) にてお知らせいたしますので、ご来場をご検討の株主様におかれましては、随時ご確認くださいようお願い申し上げます。



日 時



行使期限



行使期限

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

●こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

3

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。

「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

インターネットによるライブ配信のご案内

株主総会当日にご自宅等からでもご参加し、株主総会の模様をご視聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ配信を行います。

なお、当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席および役員席付近のみといたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

1. 配信日時

2022年6月27日（月曜日） 午後6時～株主総会終了時刻まで

※天変地異や新型コロナウイルス感染症の拡大等により、ライブ配信が実施できなくなる可能性がございます。運営に関して変更等が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.united-arrows.co.jp/ir/stockinfo/notification.html>）にてお知らせいたします。

2. アクセス方法

専用サイトURL <https://web.sharely.app/login/united-arrows-33>



- ① 上記のURLをご入力いただくか、右のQRコードを読み込みいただき、ライブ配信ページにアクセスしてください。
- ② 接続されましたら、議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「郵便番号」の2項目を画面表示に従って入力し、ログインしてください。

※株主番号は、議決権行使書用紙に記載されておりますので、投函する前に必ずお手元にお控えください。

※視聴方法でお困りの場合は、以下のURLより「株主様向けFAQ」をご参照ください。

URL：<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

※当日のログイン方法や操作方法についてご不明の場合は、以下の窓口までお問合せください。なお、株主総会の議案に関するご質問や、その他株主総会の内容に関するご意見およびご質問にはお答えできかねます。あらかじめご了承ください。

【ライブ配信のご視聴に関するお問い合わせ窓口】

Sharely専用ダイヤル：03-6416-5286

受付時間：2022年6月27日（株主総会当日）午後3時30分～株主総会終了時刻まで

<ライブ配信に関するご留意事項>

- ライブ配信のご視聴は、株主様ご本人に限定させていただきます。
- ライブ配信のご視聴は、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議を行うことはできません。また、ライブ配信をご視聴される株主様の議決権の行使は、議決権行使書用紙の郵送、別途ご案内しているインターネットによる行使または委任状等で代理権を授与する代理人による当日のご出席により実施いただくことになります。
- ご使用のパソコンやスマートフォンの環境（機種、性能等）またはインターネットの接続環境（回線状況、通信速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- 映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製およびログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。

株主総会参考書類

第 1 号議案

剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、業績に連動した安定的な配当を実施することで、株主の皆様に対する利益還元の実現を目指すことを配当の基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項	当社普通株式1株につき 12円
およびその総額	配当総額 341,943,708円
剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月28日

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ①「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）により、新たに上場会社で場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められました。

当社といたしましては、感染症や自然災害を含む大規模災害や、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方法を拡充することが株主の皆様の利益に資するものと考え、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款第13条第2項に場所の定めのない株主総会の開催の追加をお願いするものであります。

なお、株主総会の開催方法の決定にあたっては、開催の都度、株主の皆様の権利を最優先とし、感染症や大規模災害、社会的な潮流等に照らし、取締役会の決議により慎重に決定いたします。

また、当社は、当該変更にあたり、経済産業大臣および法務大臣によって、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当する旨の確認を受けております。

- ②「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主の皆様に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更案の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現行定款	変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
（招 集）	（招 集）
第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。	第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。
（新設）	<u>2. 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新設) (新設)	(削除) (電子提供措置等) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 附則 (電子提供措置等に関する経過措置) 1. 定款第15条の削除及び新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の松崎善則、木村竜哉および東浩之の3氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、引き続き、当社グループの企業価値創造に向けた迅速・果断な意思決定を実現するため、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しては、指名・報酬等委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位および担当	
1	まつぎき 松崎 善則	代表取締役 社長執行役員 CEO	再任
2	きむら 木村 竜哉	取締役 専務執行役員 COO	再任
3	ひがし 東 浩之	取締役 常務執行役員 CHRO	再任

1
候補者
番号

再任

まつ ざき よし のり
松崎 善則

1974年 2月22日生

取締役会への
出席状況 | 18/18回 (100%)

所有する
当社株式の数 | 52,240株

略歴、当社における地位、担当

- 1998年 4月 当社入社
- 2005年10月 当社UA本部 UA販売部 部長
- 2008年 4月 当社BY本部 副本部長 兼 事業戦略部 部長
- 2012年 4月 当社第一事業統括本部 BY本部 本部長
- 2012年 7月 当社執行役員 第一事業統括本部 BY本部 本部長
- 2014年 4月 当社上席執行役員 第一事業統括本部 BY本部 本部長
- 2018年 4月 当社上席執行役員 第一事業本部 本部長
- 2018年 6月 当社取締役 常務執行役員 第一事業本部 本部長
- 2020年11月 当社取締役 副社長執行役員 第一事業本部 本部長
- 2021年 4月 当社代表取締役 社長執行役員 CEO (現任)

重要な兼職の状況

株式会社コーエン 代表取締役 会長

取締役候補者の選任理由

当社入社以降、事業部門において、店長、販売部長、販売戦略部長とキャリアを重ね、その後、BY本部 本部長に就任し、BY事業を当社最大の事業へと発展させ、会社全体の成長拡大に貢献いたしました。2018年には取締役に就任し、第一事業本部 本部長として、トレンドマーケット向けの全事業の統括を担当し、本部統合を成功に導くなど大きな成果を上げました。2020年11月に副社長執行役員、2021年 4月より代表取締役 社長執行役員に就任し、現在、CEO (チーフ エグゼクティブ オフィサー) として、当社グループの経営の最高意思決定および業務執行の統括を担っています。

以上の経歴・実績等を踏まえ、今後の当社グループの成長をけん引し、経営全体を統括するにふさわしいものとして、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

2

候補者
番号

再任

き む ら た つ や
木村 竜哉

1976年10月7日生

取締役会への
出席状況

18/18回 (100%)

所有する
当社株式の数

33,198株

略歴、当社における地位、担当

2002年 1月 当社入社
 2008年 4月 当社GLR本部 販売統括部 部長
 2011年 7月 当社第二事業統括本部 GLR本部 副本部長
 兼 販売統括部 部長
 2016年 4月 当社執行役員 GLR本部 本部長
 2017年 4月 当社上席執行役員 GLR本部 本部長
 2018年 4月 当社上席執行役員 第二事業本部 本部長
 2018年 6月 当社取締役 常務執行役員 第二事業本部 本部長
 2020年11月 当社取締役 専務執行役員 第二事業本部 本部長
 2021年 4月 当社取締役 専務執行役員 COO（現任）

重要な兼職の状況

株式会社コーエン 代表取締役 社長

取締役候補者の選任理由

当社入社以降、GLR事業において、店長、販売課長、運営課長、SP（セールスプロモーション）課長、販売統括部長とキャリアを重ね、その実績からGLR本部 副本部長を経て本部長に就任し、一貫してGLR事業の発展に寄与し、当社主力事業の成長拡大を推進してまいりました。2018年に取締役に就任し、第二事業本部 本部長として、GLR事業を含むミッド・トレンドマーケット向けの全事業を統括し、事業の統廃合なども進めました。また、2021年4月よりCOO（チーフ オペレーティング オフィサー）に就任し、本年3月には、自社オンラインストアのリニューアルを実現するほか、当社のサプライチェーンのDX推進に関する業務の統括を担っています。

以上の経歴・実績等を踏まえ、当社グループのDX推進によるバリューチェーン構築等を統括するにふさわしいものとして、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

3

候補者
番号

再任

ひがし ひろ ゆき
東 浩之

1965年8月28日生

取締役会への
出席状況

18/18回（100%）

所有する
当社株式の数

52,290株

略歴、当社における地位、担当

1988年 4月 株式会社ワールド入社
1996年 3月 当社入社 社長室 人事課 課長
2000年 4月 当社人事部 部長 兼 経営戦略部 部長
2004年 8月 当社経営管理本部 副本部長
兼 経営管理本部 経営戦略グループ グループ長
2005年10月 当社社長室 室長
2006年 7月 当社UA本部 副本部長
2008年 4月 当社UA本部 本部長
2008年 7月 当社上席執行役員 UA本部 本部長
2012年 6月 当社取締役 常務執行役員 第一事業統括本部
統括本部長
2018年 4月 当社取締役 常務執行役員 戦略・人事担当
2018年 6月 当社取締役 常務執行役員
人事・海外事業・業務改革担当
2022年 4月 当社取締役 常務執行役員 CHRO（現任）

重要な兼職の状況

台湾聯合艾諾股份有限公司 董事長
悠艾（上海）商貿有限公司 董事長

取締役候補者の選任理由

当社入社以降、人事、経営企画、社長室等の責任者を歴任し、人事制度の整備や経営理念体系の確立および浸透に寄与いたしました。また、当社の主力事業の一つであるUA事業の本部長に就任し、同事業の成長拡大を推進いたしました。この実績から2012年に取締役に就任し、第一事業統括本部 統括本部長としてUA本部・BY本部等の発展に貢献いたしました。その後、中期経営計画の立案等を中心とする戦略を担当し、また、現在、CHRO（チーフ ヒューマンリソース オフィサー）として人事を担当するとともに、台湾および上海子会社の代表として職責を十分に果たしております。

以上の経歴・実績等を踏まえ、当社の人事政策および海外子会社を統括するにふさわしいものとして、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 取締役候補者松崎善則氏は、株式会社コーエンの代表取締役会長を、取締役候補者木村竜哉氏は、株式会社コーエンの代表取締役社長を、取締役候補者東浩之氏は、台湾聯合艾諾股份有限公司および悠艾（上海）商貿有限公司の董事長をそれぞれ兼務しており、当社はこれらの会社との間に、商品売買取引および業務委託取引等の関係があります。その他、各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で、当社および当社子会社のすべての役員等を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されない等の一定の免責事由があります。なお、本議案における各取締役候補者はすでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。また、当該保険契約に係る保険料は当社が全額負担しており、当該保険契約は各取締役候補者の選任後に同一の内容で更新予定であります。

第 4 号議案

取締役（監査等委員である取締役） 3 名選任の件

当社取締役（監査等委員である取締役。以下、本議案において同じ。）の酒井由香里、西川英彦および倉橋雄作の3氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新任の候補者1名を含む合計3名の取締役の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位				
1	さ か い ゆ か り 酒井 由香里	取締役 常勤監査等委員	再任	社外	独立	
2	く ら は し ゆ う さ く 倉橋 雄作	取締役 監査等委員	再任	社外	独立	
3	た か の し ほ 鷹野 志穂	-	新任	社外	独立	
再任	再任取締役候補者	新任	新任取締役候補者	社外	社外取締役候補者	独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

1

候補者
番号

再任 社外 独立

さ か い ゆ か り
酒井由香里

1968年6月23日生

取締役会への
出席状況 18/18回 (100%)監査等委員会
への出席状況 13/13回 (100%)所有する
当社株式の数 一株

重要な兼職の状況

太平洋金属株式会社 社外取締役

社外取締役
在任年数 6年 (本総会終結時)監査等委員
在任年数 6年 (本総会終結時)

略歴、当社における地位、担当

1991年 4月 野村證券株式会社入社
2005年 1月 株式会社コーポレートチューン 取締役
2005年 6月 当社常勤社外監査役
2008年 6月 株式会社リプロセル 社外監査役
2016年 6月 当社社外取締役 (常勤監査等委員) (現任)
2019年 3月 株式会社ユーザベース 社外取締役 (監査等委員)
2021年 6月 太平洋金属株式会社 社外取締役 (現任)

社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要

取締役候補者酒井由香里氏は、社外取締役候補者であります。同氏は財務・会計の知識を含む豊富な金融関連知識およびダイバーシティの観点からの多様な視点とともに、他社の取締役、監査役等の経験を活かすことにより、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。なお、同氏は当社の主幹事証券会社である野村證券株式会社の在籍経験がありますが、既に同社を退職してから20年以上の期間が経過しており、同氏において、同社との間では何らの取引関係その他の関係も有していないこと、同社自体、当社の主要な取引先でも、当社を主要な取引先とする者でもないこと等から、上記経歴における同社の影響は存さず、同氏の独立性に問題はないと判断しております。同氏は、社外取締役として6年間、監査等委員会および指名・報酬等委員会の委員長として6年間務めていただいております。特に、当社が前期に経営体制の抜本的な刷新を図るに際し、また刷新後の運営においてもコーポレートガバナンスの充実に資する各種提言をいただいております。当社において当事業年度は、次期中期経営計画策定にあたる重要な年度にあたることから、同氏が選任された場合は、常勤社外取締役、監査等委員会委員長および指名・報酬等委員会委員長として、中長期的な企業価値向上に資するガバナンス体制の整備、ならびにサステナビリティの推進に係るモニタリングにご尽力いただけることを期待しております。これらの実績または当社における監査活動の実効性に関する貢献度等に加え、当社の他の社外取締役の在任年数とのバランスの観点から、引き続き社外取締役 (監査等委員) として選任をお願いするものであります。なお、同氏は当社の定める独立役員の独立性判断基準 (※株主総会参考書類末尾) を満たしております。

2

候補者
番号

再任 社外 独立

くら はし ゆう さく

倉橋雄作

1980年10月29日生

略歴、当社における地位、担当

2007年12月 弁護士登録 中村・角田・松本法律事務所入所
2013年10月 オックスフォード大学大学院修了
(Law and Finance)
2015年 1月 中村・角田・松本法律事務所パートナー弁護士
(現任)
2019年 6月 兼松株式会社 社外監査役 (現任)
2020年 6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)

取締役会への
出席状況 18/18回 (100%)

監査等委員会
への出席状況 13/13回 (100%)

所有する
当社株式の数 一株

重要な兼職の状況

中村・角田・松本法律事務所
パートナー弁護士
兼松株式会社 社外監査役

社外取締役
在任年数 2年 (本総会終結時)

監査等委員
在任年数 2年 (本総会終結時)

社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要

取締役候補者倉橋雄作氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、弁護士の資格を有しており、現在、中村・角田・松本法律事務所のパートナー弁護士として、訴訟等の紛争案件、M&A、企業再編、企業法務に従事し、特にコーポレートガバナンスに関する深い知見を有しております。また、企業不祥事案件の第三者委員会として参画するなど、調査、経営責任の明確化、抜本的な体制刷新に関与した経験を持っております。同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、当社において社外取締役として2年間、また監査等委員会および指名・報酬等委員会の委員として2年間務め、これまでの経験、知識等を当社のコーポレートガバナンスや内部統制システムの強化に活かしていただきました。同氏が選任された場合は、中長期的な企業価値向上に資するガバナンス体制の整備、ならびに内部統制システムの強化に係るモニタリングにご尽力いただけることを期待しております。これらの知見および実績から、引き続き社外取締役 (監査等委員) として選任をお願いするものであります。なお、同氏は当社の定める独立役員の独立性判断基準 (※株主総会参考書類末尾) を満たしております。

3

候補者
番号

新任

社外

独立

たかのしほ

鷹野志穂

1964年6月20日生

略歴、当社における地位、担当

1987年 4月 明治乳業株式会社（現：株式会社明治）入社
 1990年 9月 イヴ・サンローランパルファム株式会社入社
 1996年 9月 日本コカ・コーラ株式会社入社
 1998年 4月 ブーツMC株式会社入社
 2001年 2月 ロクシタンジャパン株式会社
 日本代表ジェネラルマネージャー
 2004年 1月 同社 代表取締役 社長
 2015年 4月 同社 代表取締役 会長
 2016年 4月 同社 相談役顧問
 2017年 3月 株式会社エトワ 代表取締役 社長（現任）
 2018年 6月 森永製菓株式会社 社外取締役（現任）
 2019年 3月 藤田観光株式会社 社外取締役（現任）
 2021年 7月 カーライルジャパンLLC シニアアドバイザー（現任）

社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要

取締役候補者鷹野志穂氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、食品業界および化粧品業界における数々の事業会社にて培った、マーケティング、ブランディング、新商品開発等に関する豊かな経験と、長年の経営者としての深い知見を有しております。同氏が選任された場合には、これらの豊富な経験、知識等に基づいた、当社の属する業界にとらわれない幅広い見地からの経営全般に関する客観的、中立的なご助言等をいただけることを期待しております。これらの知見および実績から、当社の健全かつ効率的な経営の更なる強化に寄与していただけるものと考え、社外取締役（監査等委員）として選任をお願いするものであります。なお、同氏は当社の定める独立役員の独立性判断基準（※株主総会参考書類末尾）を満たしております。

取締役会への
出席状況

一回

監査等委員会
への出席状況

一回

所有する
当社株式の数

一株

重要な兼職の状況

株式会社エトワ 代表取締役 社長
 森永製菓株式会社 社外取締役
 藤田観光株式会社 社外取締役
 カーライルジャパンLLC
 シニアアドバイザー

社外取締役
在任年数

一年

監査等委員
在任年数

一年

招集通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

- (注) 1. 取締役候補者酒井由香里氏、倉橋雄作氏および鷹野志穂氏は株式会社東京証券取引所の定める独立性の基準および後記（株主総会参考書類末尾）の「当社の独立役員の独立性判断基準」のいずれも満たしております。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、取締役候補者酒井由香里氏および倉橋雄作氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、取締役候補者酒井由香里氏および倉橋雄作氏が再任された場合、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、取締役候補者鷹野志穂氏が選任された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で、当社および当社子会社のすべての役員等を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されない等の一定の免責事由があります。なお、取締役候補者酒井由香里氏および倉橋雄作氏はすでに当該保険契約の被保険者となっており、再任された場合には引き続き被保険者となります。また、取締役候補者鷹野志穂氏が選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約に係る保険料は当社が全額負担しており、当該保険契約は各取締役候補者の選任後に同一の内容で更新予定であります。
5. 当社は、取締役候補者酒井由香里氏および倉橋雄作氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。なお、取締役候補者酒井由香里氏および倉橋雄作氏が再任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、取締役候補者鷹野志穂氏につきましても同取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合には、独立役員として届け出る予定であります。

以上

(ご参考) 取締役候補者と執行役員の専門性と経験 (スキルマトリックス)

取締役候補者と執行役員の専門性と経験は以下のとおりであります。

		企業経営	事業運営 /業界知見	R&D /新規事業	店舗運営 /お客様対応	ブランディング/ マーケティング	法務 /ガバナンス /リスクコン プライアンス	会計 /税務	SCM /物流	ICT/DX	グローバル	MA /アライ アンス	人事/ 人材開発	IR/広報	サステナ ビリテ ィ/ESG
取締役候補者	取締役 CEO 松崎	◎	◎	◎	◎	◎								○	○
	取締役 COO 木村	◎	◎	◎	◎	◎			○	○					
	取締役 CHRO 東	◎	◎	◎							○	○	◎		
	社外取締役 酒井						◎	◎							
	社外取締役 倉橋						◎					○			
	社外取締役 鷹野	◎	◎	◎		◎					○				
執行役員	CCO (*1) 高山		◎	◎	◎								◎		
	CMO (*2) 田中	◎	◎	◎	◎										
	CCO (*3) 松本		◎	◎	○	◎									○
	CDO (*4) 藤原		◎	◎	○	◎				◎					
	CFO (*5) 中澤						○	◎							
	CSO (*6) 丹						○	◎				○		◎	◎

(*)1 CCO：チーフ カスタマー オフィサーの略称／(*)2 CMO：チーフ マーチャングデザイン オフィサーの略称
 (*)3 CCO：チーフ クリエイティブ オフィサーの略称／(*)4 CDO：チーフ デジタル オフィサーの略称
 (*)5 CFO：チーフ ファイナンシャル オフィサーの略称／(*)6 CSO：チーフ サステナビリティ オフィサーの略称

	グループ会社を含めた自社および他社における経験・知見	
	◎十分に知見を有する	○一定の知見を有する
企業経営	取締役経験 3 年以上、かつ十分な知見	取締役経験、かつ一定の知見
事業運営/業界知見	事業責任者経験 3 年以上、かつ十分な知見	事業責任者経験、かつ一定の知見
R&D/新規事業	立ち上げ経験が複数、かつ十分な知見	立ち上げ経験、かつ一定の知見
店舗運営/お客様対応	店長および販売部の経験 3 年以上、 かつ十分な知見	店長および販売部の経験、かつ一定の知見
ブランディング/マーケティング	推進部門の経験 3 年以上、かつ十分な知見	推進部門の経験、かつ一定の知見
法務/ガバナンス/リスクコンプライアンス		
会計/税務		
SCM/物流		
ICT/DX		
グローバル	推進部門の経験 3 年以上、 かつ海外専任または駐在経験	
MA/アライアンス	推進部門の経験 3 年以上、かつ十分な知見	
人事/人材開発		
IR/広報		
サステナビリティ/ESG		

(ご参考) 当社の独立役員の独立性判断基準

当社は、「独立役員の独立性判断基準」を以下のとおり定め、次に掲げる項目のいずれにも該当しない場合には、当社から十分な独立性を備えているものとみなします。

- ①当社の大株主（注１）またはその業務執行者
- ②当社を主要な取引先とする者（注２）またはその業務執行者
- ③当社の主要な取引先（注３）またはその業務執行者
- ④当社の主要な借入先（注４）またはその業務執行者
- ⑤当社またはその子会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注５）を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- ⑥当社の直近の１事業年度において、1,000万円を超える寄付を当社またはその子会社から受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- ⑦当社またはその子会社の業務執行者が、現任の社外取締役または社外監査役として選任されている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
- ⑧最近３年間に、①から⑦までのいずれかに該当していた者
- ⑨次の i）から iii）までのいずれかに掲げる者（ただし、重要でない者を除く。）の近親者（配偶者または二親等内の親族をいう。）
 - i）①から⑧までに掲げる者
 - ii）当社の子会社の業務執行者
 - iii）最近３年間に、ii）または当社の業務執行者に該当していた者

- (注) 1. 「大株主」とは、当社の議決権の10%以上を直接または間接に保有する者をいいます。
2. 「当社を主要な取引先とする者」とは、当社の取引先であって、当該取引先の直近の１事業年度において、取引額につき１億円または当該取引先グループの連結売上高の２%のいずれか高い金額を超える金額の支払いを当社またはその子会社から受けた者をいいます。
3. 「当社の主要な取引先」とは、当社の取引先であって、当社の直近の１事業年度において、取引額につき当社グループの連結売上高の２%を超える金額を当社またはその子会社に支払った者をいいます。
4. 「当社の主要な借入先」とは、当社の借入先であって、当社の直近の事業年度の末日において、当社グループの連結総資産の２%を超える借入額に係る貸付債権を当社またはその子会社に対して有している者をいいます。
5. 「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の合計が当社の直近の３事業年度の平均で年額1,000万円を超えるものをいいます。

(提供書面) 事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過および成果

当社グループにおける主要な事業（ストアブランド）のコンセプト等は以下のとおりとなります。

記号説明：「M」＝主に男性向けの商品を、「W」＝主に女性向けの商品を、「M・W」＝男女双方の商品を取り扱っております。

事業内容

■株式会社ユニテッドアローズ

 UNITED ARROWS ユニテッドアローズ総合店	M	W	同一店内で「ユニテッドアローズ」と「ビューティ&ユース ユニテッドアローズ」を展開。
 UNITED ARROWS ユニテッドアローズ	M	W	ファッションを通して新しい日本の生活文化の創造を目指して「豊かさ・上質感」をキーワードに、大人に向けたドレス軸のライフスタイルを提案するセレクトショップです。日本と西洋の文化・伝統を融合するトラッドマインドで、世界中から選びぬいた品とオリジナルを、心地よい空間で、良質な接客・サービスを通してご提供します。
 BEAUTY & YOUTH UNITED ARROWS ビューティ&ユース ユニテッドアローズ	M	W	質にこだわり清潔感と品位から裏付けられた「美しさ」。年齢にとらわれず自由な発想や知的好奇心から得る「若々しさ」。時代/次代の本質的な「美しさ」と「若々しさ」を纏うこと、そしてその生活を豊かにすることを目的とした、エモーショナルな感覚で品揃えされたセレクトショップです。
 UNITED ARROWS green label relaxing ユニテッドアローズ グリーンレーベル リラクシング	M	W	Be happy～ココロにいいオシャレな毎日～訪れるたびに新しい発見があつて心が豊かになる「モノ」「コト」、を提案する服と雑貨のブランド。自分らしいスタイルにほどよいトレンド感がいろいろを添え心地よい毎日を過ごしてもらいたい。さまざまなライフスタイルにピッタリとフィットした自分らしい何かがみつかる「Be happy」をコンセプトにしたショップです。
 UNITED ARROWS LTD. OUTLET ユニテッドアローズ アウトレット	M	W	「ユニテッドアローズ」「ビューティ&ユースユニテッドアローズ」「ユニテッドアローズ グリーンレーベル リラクシング」などの多数のストアブランドが一堂に並び、"ユニテッドアローズ アウトレット"ならではの品揃えが魅力。メンズ・ウィメンズの綺麗めアイテムからカジュアルアイテムに至るまで靴、バッグなどの小物類とのトータルコーディネートも可能です。

※株式会社ユニテッドアローズはターゲットとするお客様層を2つのマーケットに分類して事業を展開しております。トレンドマーケット（客単価1万円台半ば以上）向けには「ユニテッドアローズ総合店」「ユニテッドアローズ」「ビューティ&ユース ユニテッドアローズ」「ドゥローワ」「オデット エ オディール」「スティープン アラン」「ロク」「ブラミンク」「エイチ ビューティ&ユース」「ディストリクト ユニテッドアローズ」「アストラット」「カリフォルニア ジェネラルストア」を展開し、ミッド・トレンドマーケット（客単価1万円前後）向けには「ユニテッドアローズ グリーンレーベル リラクシング」「シテン」を展開しております。

■株式会社コーエン

c o e n

コーエン

M W

値頃感がありつつ、ファッション感度の高いマーケットに向けて、メンズ・ウィメンズのカジュアルブランド「コーエン」を展開。「easy & chic style、普通に見えて一味違う、個性豊かな服を」をテーマに、手頃で程よい時代性を取り入れたカジュアルウェアを提案。

■CHROME HEARTS JP合同会社



クロムハーツ

M W

米国クロムハーツ社の「CHROME HEARTS」ブランドの商品のみを取り扱うブランドショップ。レザーアイテムからアパレル、シルバーアイテム、ジュエリーまで幅広く展開。

※台湾聯合艾諾股份有限公司では、「ユナイテッドアローズ総合店」「ユナイテッドアローズ グリーンレーベル リラクシング」「ユナイテッドアローズ アウトレット」および「コーエン」を展開しております。
※CHROME HEARTS JP 合同会社については、2024年12月末までは当社の持分法適用会社である予定です。また、2024年12月末に最終回の持分譲渡を行うことにより、当社は、それ以降は、CHROME HEARTS JP 合同会社の持分を保有しないこととなる予定です。

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化した中、緊急事態宣言が解除された10月以降に個人消費の回復傾向が見られたものの、新たな変異株の感染拡大等により厳しい状況が続きました。第4四半期には原材料やエネルギー価格の上昇、円安の進行等も加わり、先行き不透明な状況が強まっています。衣料品小売業界においても、度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に伴う実店舗の営業時間短縮や来店客数の減少など、厳しい事業環境が継続しました。

このような状況の下、当社は2022年3月期のグループ経営方針に「持続的成長と未来に向けた大改革～新時代のお客様大満足へ～」を定め、2つの重点取組課題を軸に厳しい外部環境に対応できるよう盤石な経営基盤の構築に注力しつつ、再成長も見据えて新しい事業領域への展開を進めました。これらの事業活動を支え持続的成長を図るため、デジタルトランスフォーメーション（DX）によるお客様への提供価値向上や業務効率化に向けた施策に加え、サステナビリティ戦略も推進しました。

重点取組課題の一つ目に設定した営業利益生産性計画の必達に向けて、不採算店舗、レーベル、事業等の精査を徹底し、店舗については当連結会計年度中に連結で26店舗の退店を決定しました。2022年3月期末の連結店舗数は310店舗、コロナ禍前である2020年3月期末から約14%の削減となり、不採算店舗等の精査について一定の目処が立ちました。営業利益生産性は、計画値を下回ったものの、前連結会計年度から改善が図れました。

二つ目の重点取組課題として定めた連結売上総利益率計画（50.7％）の必達に向けて、在庫効率改善や営業施策推進等に注力しました。在庫効率については、春夏、秋冬商品ともに調達を抑制したこと等により、定価販売比率の前連結会計年度比での回復を図り、売上総利益率の向上に努めました。営業活動においてはOMO（*）を推進しました。オンライン接客やライブ配信での商品紹介などSNSを活用したほか、店舗スタッフのスタイリングをECサイトへ積極的に掲載したこと等により、お客様との接点を広げています。さらなるOMO推進の足掛かりとして、2022年3月には自社ネット通販サイトをリニューアルオープンしました。

（*）OMO：（Online Merges with Offline の略。オンラインとオフラインの融合を指す。）

再成長を見据えて、時代の変化に即した新たな取り組みに多数挑戦しました。ネット通販での販売を軸とした新ブランド「CITEN」や新レーベル「MARW UNITED ARROWS」を展開、アウトドアの「koti BEAUTY&YOUTH」、ヨガウェアの「TO UNITED ARROWS」、ゴルフウェアの「UNITED ARROWS GOLF」といった新レーベルを開発したほか、ウェルネス・サステナブル活動の発信拠点となる新店舗「California General Store」、お酒のセレクトショップ「UNITED ARROWS BOTTLE SHOP」をオープンしました。オンラインを活用しながらお客様一人ひとりに高度な接客サービスを提供する「プライベートサービスデスク」や、法人向けコンサルティングサービスも始動しました。

DXについては、適時、適価、適量、適所の商品供給実現を目指してサプライチェーンのデジタル化を計画しています。一連の商品関連業務を担うシステムの導入準備のほか、店舗やネット通販在庫の消化状況を管理、分析し適切なチャネル、売価での販売を目的とするシステムをテスト導入するなどの取り組みを進めました。

サステナビリティについては、当社が定めた5つのテーマ達成を目指し、サステナビリティ委員会を主体に各部門が連携して討議を重ねています。当連結会計年度はサプライチェーンと資源のテーマを中心に進め、商品調達取引先様向け行動指針を策定し同意書の取得を開始したほか、一部包装資材の環境配慮素材への切り替え等を行いました。

出退店については、トレンドマーケットで2店舗の出店、13店舗の退店、ミッド・トレンドマーケットで2店舗の出店、10店舗の退店、アウトレットで1店舗の退店を実施した結果、当連結会計年度末の小売店舗数は190店舗、アウトレットを含む総店舗数は216店舗となりました。

連結子会社の状況については、株式会社コーエン（決算月：1月）は減収、海外子会社の台湾聯合艾諾股份有限公司（決算月：1月）は増収となりました。出退店については、株式会社コーエンは2店舗の出店、2店舗の退店により当連結会計年度末の店舗数は87店舗、台湾聯合艾諾股份有限公司の当連結会計年度末の店舗数は7店舗となっています。

以上により、グループ全体での新規出店数は6店舗、退店数は26店舗、当連結会計年度末の店舗数は310店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、前期比2.7%減の118,384百万円となりました。減収の主な要因は、連結子会社であった CHROME HEARTS JP 合同会社および株式会社フィーゴについて、前連結会計年度である2021年3月期に保有する出資持分および株式を売却したことに伴い、連結の範囲から除外したことによるものです。なお、株式会社ユナイテッドアローズにおける小売＋ネット通販既存店売上高前期比は105.5%となりました。内訳は、小売既存店売上高前期比は前年の実店舗休業の反動などにより114.9%となったものの、ネット通販既存店売上高前期比については前年のセール施策の反動などにより91.6%となりました。売上総利益は前期比7.4%増の59,090百万円となり、売上総利益率は前期から4.7ポイント増の49.9%となりました。これは在庫の調達をコントロールし、値引きを抑制したことなどによるものです。販売費及び一般管理費は各項目で抑制をかけ前期比6.9%減の57,407百万円となりました。

以上により、当連結会計年度の営業利益は1,683百万円（前年度は営業損失6,613百万円）、経常利益は2,827百万円（前年度は経常損失4,878百万円）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は732百万円（前年度は親会社株主に帰属する当期純損失7,197百万円）となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、3,485百万円であり、その主なものは、新規出店および既存店舗の改装投資、ならびにソフトウェアへの投資によるものであります。

③資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

		第30期 (2019年3月期)	第31期 (2020年3月期)	第32期 (2021年3月期)	第33期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高	(百万円)	158,918	157,412	121,712	118,384
経常利益 (△損失)	(百万円)	11,312	8,803	△4,878	2,827
親会社株主に帰属する当期純利益 (△純損失)	(百万円)	6,417	3,522	△7,197	732
1株当たり当期純利益 (△純損失)	(円)	226.20	124.15	△252.74	25.71
総資産	(百万円)	70,738	70,007	63,619	59,703
純資産	(百万円)	39,578	42,072	29,844	30,069
1株当たり純資産	(円)	1,333.16	1,362.01	1,045.93	1,055.23

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
2. 1株当たり当期純利益(△純損失)は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権の所有割合 又は所有割合	主要な事業内容
株式会社コーエン	100百万円	100.0%	衣料品および身の回り品の小売
台湾聯合艾諾股份有限公司	60百万新台湾ドル	100.0%	衣料品および身の回り品の小売
悠艾(上海)商貿有限公司	50百万円	100.0%	衣料品および身の回り品の小売

(4) 対処すべき課題

当社では新型コロナウイルス感染拡大による社会の大きな変化を踏まえ、経営理念および5つの価値創造の実現に向けた2023年3月期を最終年度とする中期経営計画を2020年11月に公表しました。

中期経営計画は基本方針として「危機に打ち勝ち、稼ぐ力を取り戻す」を掲げ、「収益構造を抜本的に見直す」、「稼ぐ力を取り戻す」の二つの取り組み項目を設定しています。「収益構造を抜本的に見直す」においては、不採算な子会社、事業、店舗の退店や統廃合、本部組織の構造改革、人事施策の変更、在庫効率の向上による売上総利益率の改善などを行い、収益性の高い構造への変革を図ります。「稼ぐ力を取り戻す」においては、主力事業の収益改善、新しい時代に即した事業開発、OMOの推進を図ります。

なお、中期経営計画最終年度の目標について、2020年11月の公表時には連結営業利益70~80億円、ROE12~14%としておりましたが、特に当社の売上創出の核となる都市部において、新型コロナウイルス感染拡大による影響が想定より長引いていること等により、最終年度となる2023年3月期の営業利益目標を48億円、ROEを9.6%に見直すことといたしました。

また昨今、持続可能な社会の実現に向け、環境、社会、ガバナンスを重視した企業経営の重要性がますます高まっています。「5つの価値創造」を基本に、サステナビリティ課題への取り組みを主体的に進めるため、2020年5月に「サプライチェーン」「資源」「コミュニティ」「人材」「ガバナンス」の5つのテーマを設定しました。当社では、この5つのテーマの推進により、事業を通じた社会課題の解決や社会貢献に向けた活動を積極的に行っていきます。

当社は2023年3月期のグループ経営方針として「感動提供 すてきな接客 すてきな商品 ヒトのチカラ モノのチカラ」を掲げています。

当社の経営理念において社会との約束と位置づけている「5つの価値創造、お客様価値 - 従業員価値 - 取引先様価値 - 社会価値 - 株主様価値」が示す通り、当社ではお客様価値を起点に全てのステークホルダーの価値をバランスよく高めていくことを経営の目標としています。当社の全活動をお客様への感動提供に集中させ、すてきな商品を、すてきな接客を通じてご紹介し、お客様に感動を伴う買い物体験を提供することでお客様価値を高め、最終的に全てのステークホルダーへの価値提供に繋がります。

感動提供を実現するための重点戦略として既存店の回復を図ることを掲げ、1. 感動接客 - 販売力の底上げ、2. 感動クリエイション - 商品力の底上げ、3. 新たなUAへの挑戦 - 積極的なトライアンドエラーの3つの取り組みを進めます。

1. 感動接客 - 販売力の底上げ

ご来店いただくお客様が期待されているのは、親切、丁寧で優しさがあり、お客様の感情に寄り添うことで

心を動かされる接客だと捉えています。接客という当社の強みをさらに底上げしていくために、販売力強化に向けた取り組みを進めます。

2. 感動クリエイション - 商品力の底上げ

商品の魅力をお客様に積極的に語れるような商品、価格の高低に関係なく、一点一点に時間と熱量をこめ、その価値に共感いただけるような商品を提供できるよう、商品開発力の強化に努めます。在庫調達の精度も高め、高い消化率と売上総利益率を目指します。

3. 新たなUAへの挑戦 - 積極的なトライアンドエラー

当社は日本のファッション業界において新たな価値を創造しつづけることで、お客様からの支持をいただけてきました。過去の成功体験や既存概念にとらわれず、新たなブランド開発、新たな価値提供につながるドメインへの拡大を検討します。当社のブランド価値を次世代のステークホルダーにも伝えていけるよう、新しいユナイテッドアローズに向けた取り組みを行います。

これらの施策の下支えとなり、当社の継続的な成長を担保するベース戦略として掲げたのが、ES推進、DX推進、サステナビリティ推進の3つです。

ES（*）推進

感動提供を作り上げる基礎になるのは従業員です。従業員が安心して、高い満足度の下で働ける環境を整備し、感動提供の土台を作ります。人事評価制度の改定、学びの提供、タレントマネジメントシステム活用による従業員個人の志向や意欲も反映させた適材適所の人材配置などを進め、感動提供の基盤となる従業員満足度を高めます。

（*）ES：（Employee Satisfaction の略。従業員満足を指す。）

DX推進

デジタル技術を活用し、お客様の生活をより良いものに変革していくことを目的にDXの取り組みを進めます。商品面では適時、適価、適量、適所の商品供給に向けたサプライチェーンのデジタル化に加え、商品の発注から納品、在庫管理や分析まで一連の商品関連業務を担う基幹システム等の刷新を進めます。販売面では、2022年3月に実施した自社ネット通販サイト「ユナイテッドアローズ オンライン」のリニューアルを皮切りに、実店舗とネット通販を融合させたサービスを図り、顧客体験価値の向上を目指します。SNSの活用、「ユナイテッドアローズ オンライン」のアプリやメール、LINEなどを駆使してCRM（*）を強化し、訴求力を高めます。

（*）CRM：（Customer Relationship Management の略。お客様との関係性の管理を指す。）

サステナビリティ推進

サステナビリティへの取り組みは、当社がお客様や社会から持続的な支持を得るための重要な要素です。4R（Reuse: 再使用する、Reduce: 少なくする、Refuse: 不要なものを断つ、Recycle: 再生利用する）推進による商品廃棄の極小化、脱炭素化に向けた活動、サプライチェーンにおける人権尊重、環境配慮素材の積極使用などを通じ、倫理的で自然との共生につながる事業活動を行います。

2023年3月期の出店につきましては、株式会社ユナイテッドアローズでは新規出店2店舗、退店6店舗、期末店舗数212店舗、株式会社コーエンでは新規出店2店舗、退店2店舗、期末店舗数87店舗、台湾聯合艾諾股份有限公司では新規出店1店舗、期末店舗数8店舗、グループ全体では新規出店5店舗、退店8店舗、期末店舗数307店舗を見込んでおります。

以上により、2023年3月期の連結業績予想につきましては、売上高130,000百万円（前期比9.8%増）、営業利益4,800百万円（前期比185.2%増）、経常利益5,230百万円（前期比85.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,000百万円（前期比309.4%増）を見込んでおり、自己資本当期純利益率（ROE）は9.6%となる見込みです。

利益配当金につきましては、中間配当：1株につき12円、期末配当金：1株につき20円、年間配当金：1株につき32円（予想配当性向30.4%、予想株主資本配当率（DOE）2.7%）とさせていただきます。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは、紳士服・婦人服などの衣料品ならびに関連商品の企画、仕入および販売を行っております。

なお、商品別の売上高および売上高構成比は次のとおりであります。

商品別	第33期（当連結会計年度） 2022年3月期		（参考）第32期 2021年3月期	
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
メンズ	33,578	28.4	31,104	25.6
ウイメンズ	54,539	46.1	51,273	42.1
シルバー＆レザー	602	0.5	7,389	6.1
雑貨等	2,151	1.8	2,124	1.7
その他	27,512	23.2	29,818	24.5
合計	118,384	100.0	121,712	100.0

- （注）1. 「シルバー＆レザー」とは株式会社ユナイテッドアローズにおける「CHROME HEARTS」ブランドの銀製装飾品および皮革製ウェア売上高です。
2. 前連結会計年度における「シルバー＆レザー」には上記1. に加えて前連結会計年度において連結除外となったCHROME HEARTS JP合同会社の売上高が含まれております。
3. 数量については、商品内容が多岐にわたり、その表示が困難なため記載を省略しております。
4. 当連結会計年度における「その他」には、アウトレット、催事販売および連結子会社である株式会社コーエン、台湾聯合艾諾股份有限公司等の売上高が含まれております。
5. 前連結会計年度における「その他」には、上記4. に加えて前連結会計年度において連結除外となった株式会社フィーゴの売上高が含まれております。

(6) 主要な事業所および店舗（2022年3月31日現在）

①本社 東京都渋谷区神宮前三丁目28番1号

②本部オフィス 東京都港区赤坂八丁目1番19号

③店舗 (単位：店)

	期末店舗数		
	第33期 2022年3月期	第32期 2021年3月期	増減
当社グループ計	310	330	△20
株式会社ユナイテッドアローズ	216	236	△20
トレンドマーケット	106	117	△11
ミッド・トレンドマーケット	84	92	△8
アウトレット	26	27	△1
株式会社コーエン	87	87	—
台湾聯合艾諾股份有限公司	7	7	—

- (注) 1. 株式会社ユニテッドアローズトレンドマーケットの第33期末店舗数には、ユニテッドアローズ総合店（14店舗）、ユニテッドアローズ（24店舗）、ビューティ&ユース ユニテッドアローズ（36店舗）、ドゥロワー（9店舗）、オデット エ オディール（9店舗）、ロク（4店舗）、スティーブン アラン（3店舗）、ブラミンク（3店舗）、ディストリクト ユニテッドアローズ（1店舗）、アストラット（1店舗）、エイチ ビューティ&ユース（1店舗）、カリフォルニア ジェネラルストア（1店舗）が含まれております。
2. 株式会社ユニテッドアローズ ミッド・トレンドマーケットの第33期末店舗数には、ユニテッドアローズ グリーンレーベル リラクシング（84店舗）が含まれております。
3. 株式会社コーエンの第33期末店舗数には、コーエン（84店舗）、アウトレット（3店舗）が含まれております。
4. 台湾聯合艾諾股份有限公司の第33期末店舗数には、ユニテッドアローズ総合店（3店舗）、グリーンレーベルリラクシング（1店舗）、ユニテッドアローズ アウトレット（1店舗）、コーエン（2店舗）が含まれております。

(7) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,098名 (318) 名	543名減 (100) 名減

- (注) 1. 当社グループは紳士服・婦人服等の衣料品ならびに関連商品の企画・販売を行っている単一セグメント・単一事業部門であるため、グループ全体での従業員数を記載しております。
2. 従業員数は就業員数であり、短時間勤務従業員を603名含んでおります。短時間勤務従業員とは、育児や本人の身体上の理由等により就業規則に定める勤務時間での就業が困難な者に対し、勤務時間等を個別に取り決めた従業員をいいます。また、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,711名 (14) 名	503名減 (62) 名減	34歳	9年

- (注) 従業員数は就業員数であり、短時間勤務従業員を574名含んでおります。短時間勤務従業員とは、育児や本人の身体上の理由等により就業規則に定める勤務時間での就業が困難な者に対し、勤務時間等を個別に取り決めた従業員をいいます。また、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

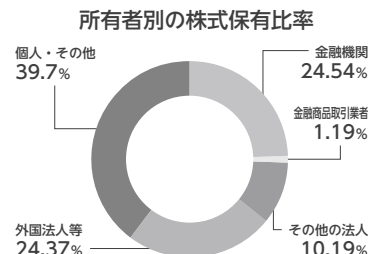
借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,800百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,650
株式会社りそな銀行	1,500
株式会社みずほ銀行	950

- (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項
- 該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2022年3月31日現在）

- ①発行可能株式総数 190,800,000株
- ②発行済株式の総数 30,213,676株
- ③株主数 20,562名
- ④大株主（上位11名）



株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,870,500	10.07
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,814,700	9.87
重松 理	2,488,400	8.73
前澤 友作	2,407,000	8.44
株式会社イー・ディー・エス	2,000,000	7.01
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS-UNITED KINGDOM 常任代理人 香港上海銀行東京支店	981,200	3.44
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE HCR00 常任代理人 香港上海銀行東京支店	906,900	3.18
岩城 哲哉	537,500	1.88
THE BANK OF NEW YORK 133972 常任代理人 株式会社みずほ銀行	514,700	1.80
三菱UFJ信託銀行株式会社 常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	428,000	1.50
瀧定名古屋株式会社	428,000	1.50

- (注) 1. 持株比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社の保有する自己株式1,718,367株は上記の表中には含めておりません。
3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役を除く）	38,674株	2人
監査等委員である取締役（社外取締役）	0株	0人

- (注) 当社取締役の株式報酬の内容につきましては、事業報告36ページ「2.(3)⑤b.(iii)譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬等）に関する業績指標の内容、報酬等の内容および報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況
①取締役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	松 崎 善 則	社長執行役員 CEO 株式会社コーエン 代表取締役 会長
取 締 役	木 村 竜 哉	専務執行役員 COO 営業支援部門担当
取 締 役	東 浩 之	常務執行役員 CHO 人事部門担当 台湾聯合艾諾股份有限公司 董事長 悠艾（上海）商貿有限公司 董事長
取締役 常勤監査等委員 （ 社 外 ）	酒 井 由香里	太平洋金属株式会社 社外取締役
取 締 役 監 査 等 委 員 （ 社 外 ）	西 川 英 彦	法政大学経営学部 教授 兼 大学院 経営学研究科 教授 株式会社碩学舎 代表取締役 日本マーケティング学会 副会長
取 締 役 監 査 等 委 員 （ 社 外 ）	倉 橋 雄 作	中村・角田・松本法律事務所 パートナー弁護士 兼松株式会社 社外監査役

(注) 1. 取締役（監査等委員）酒井由香里氏、西川英彦氏および倉橋雄作氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）酒井由香里氏は、金融機関等での業務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために取締役（監査等委員）酒井由香里氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役（監査等委員）酒井由香里氏は、2022年3月25日付で株式会社ユーザーベースの社外取締役（監査等委員）を退任いたしました。
5. 当社は、取締役（監査等委員）酒井由香里氏、西川英彦氏および倉橋雄作氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当事業年度末日後の異動は、次のとおりであります。

・当社における地位および担当ならびに子会社における重要な兼職の状況（2022年4月1日付）

氏 名	変更後	変更前
木 村 竜 哉	取締役 専務執行役員 COO	取締役 専務執行役員 COO 営業支援部門担当
東 浩 之	取締役 常務執行役員 CHRO 台湾聯合艾諾股份有限公司 董事長 悠艾（上海）商貿有限公司 董事長	取締役 常務執行役員 CHO 人事部門担当 台湾聯合艾諾股份有限公司 董事長 悠艾（上海）商貿有限公司 董事長

・当社における地位および担当ならびに子会社における重要な兼職の状況（2022年4月21日付）

氏 名	変更後	変更前
木 村 竜 哉	取締役 専務執行役員 COO 株式会社コーエン 代表取締役 社長	取締役 専務執行役員 COO

②事業年度中に退任した取締役

	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼務の状況
竹 田 光 広	2021年6月28日	任期満了	取締役 相談役
藤 澤 光 徳	2021年6月28日	任期満了	取締役 専務執行役員 コーエン事業担当 株式会社コーエン 代表取締役 社長
中 井 陽 子	2021年6月28日	任期満了	取締役

③責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

④役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社および当社子会社のすべての役員等を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を締結しており、被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されない等の一定の免責事由があります。また、当該保険契約に係る保険料は当社が全額負担しております。

⑤取締役の報酬等

a.当事業年度に係る取締役の報酬等の総額等

区分	支給人員	報酬等の種類別の額			
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	計
取締役(監査等委員である取締役を除く。)	6名	107百万円	—	60百万円	168百万円
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	3 (3)	33 (33)	— (—)	— (—)	33 (33)
合計	9	140	—	60	201

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、2021年6月28日開催の第32回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の金銭報酬等の額は、2020年6月19日開催の第31回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）について年額350百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、金銭報酬とは別枠で、2020年6月19日開催の第31回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して株主の皆様との価値共有をより一層促進し、中長期的な企業価値向上に資する報酬体系を構築することを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議されています。具体的には、当該譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を支給するため、総額を450百万円以内（株式数の上限を30万株以内）とする旨の決議をいただいております。当該決議に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名であります。
4. 取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、2016年6月23日開催の第27回定時株主総会において、年額200百万円以内とする旨の決議をいただいております。当該決議に係る取締役（監査等委員）の員数は3名であります。
5. 当事業年度の連結営業利益額は1,683百万円であり、当初業績予想に対して、あらかじめ設定している利益額を下回ったため、金銭による業績連動報酬等の支給はありません。なお、金銭による業績連動報酬等の業績指標の内容等は、事業報告36ページ「2.(3)⑤b.(ii)役員賞与（業績連動報酬等に該当する金銭報酬）に関する業績指標の内容および報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針」のとおりであります。
6. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当の際の条件等は、事業報告36ページ「2.(3)⑤b.(iii)譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬等）に関する業績指標の内容、報酬等の内容および報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針」のとおりであります。当事業年度の業績指標に関しては、連結営業利益額は1,683百万円であり、連結自己資本利益率（ROE）は2.4%であります。なお、非金銭報酬等の額に含まれている譲渡制限付株式報酬の金額は60百万円であり、当事業年度の費用計上額となっております。
7. 当社の非業務執行取締役については、金銭による基本報酬のみを支給しております。

b.取締役の報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2021年2月4日開催の取締役会で事前審議を行い、同月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬等委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

(i) 基本報酬（金銭報酬）に関する個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬については、月額固定報酬によるものとし、第三者による企業経営者の報酬に関する調査に基づき、同業他社または同規模の他社の報酬水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮した上で、役割、職務、職位の報酬基準に基づいて決定いたします。

(ii) 役員賞与（業績連動報酬等に該当する金銭報酬）に関する業績指標の内容および報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針

当社の業務執行取締役の役員賞与については、総額案を算定した後に各業務執行取締役への配分案を算定します。賞与総額案については、単年度業績のうち、連結営業利益の期初計画達成度に応じて算出される額を基準として、連結営業キャッシュ・フロー、連結ROEなどの経営指標を総合的に勘案した上で算定します。各業務執行取締役への配分は、取締役報酬テーブルのランクが高くなるほど賞与係数（基本報酬と賞与の総額に占める賞与の割合）も高くなるよう設定されており、単年度経営目標に対するコミットメントをより強めることを目的としています。なお、連結営業利益が当初業績予想に対して一定の水準を下回る場合、賞与は原則として支給されません。役員賞与が支給される場合の支給総額案については、指名・報酬等委員会の諮問を経て、取締役会において決定され、事業年度末日から一定期間内に支給されるものとします。

(iii) 譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬等）に関する業績指標の内容、報酬等の内容および報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針

当社の業務執行取締役の譲渡制限付株式報酬は、株主との価値共有をより一層促進し、中長期的な企業価値向上に資する報酬体系を構築することを目的として、一定の譲渡制限期間内に中期経営計画を達成した場合には、その達成度合いに応じて譲渡制限が解除される仕組みを採る非金銭報酬です。譲渡制限付株式と引換えにする払込みに充てるために支給される金銭報酬の額は、取締役の役割、職務、職位の報酬基準に基づいて決定いたします。取締役報酬テーブルのランクが高くなるほど報酬全体に占める割合が高くなるよう設定されており、中期経営計画のコミットメントをより強めることを目的としています。また、業績達成により譲渡制限の解除される株式数については、譲渡制限期間における当社の連結営業利益額および連結自己資本利益率（ROE）の達成度その他対象となる中期経営計画ごとに当社の取締役会においてあらかじめ設定した業績達成指標に応じて算定します。付与される譲渡制限付株式報酬は、原則として中期経営計画の対象期間である3事業年度の初年度に、用途を特定した金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として当社に現物出資させることで、当社の普通株式を交付いたします。3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額および具体的な支給時期については、指名・報酬等委員会の審議を経たうえで、その意見を尊重して、取締役会において決定するものといたします。

(iv) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の業務執行取締役の報酬は「固定報酬」、「役員賞与」および「譲渡制限付株式報酬」で構成しております。「役員賞与」および「譲渡制限付株式報酬」が標準額であった場合、原則として報酬構成は①固定報酬（現金支給：49-56%程度）②役員賞与（現金支給：20-22%程度）③譲渡制限付株式報酬（株式支給：22-31%）の比率で決定いたします。

報酬構成割合※1	固定報酬 49～56%程度	役員賞与 20～22%程度	譲渡制限付株式 22～31%程度
支給形式	金銭		株式

※1 取締役の職務等に応じて、構成比率は異なります。
※2 上記の図は一定の会社業績および当社株価をもとに算出したイメージであり、会社業績の変動等に応じて上記割合も変動します。

(v) 取締役に対し報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役に区分して、株主総会において定められた総額の範囲内において、各取締役へ配分するものとします。そのうち、基本報酬（金銭報酬）は、月額固定報酬のため、年俸の12分の1を月給として、毎月所定の日付に支給されるものとします。なお、役員賞与（業績連動報酬等に該当する金銭報酬）および譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬等）の支給のタイミングは、上記（ii）および（iii）のとおりです。

(vi) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法に関する事項

当社は、独立社外取締役の適切な助言を得ることで、報酬等の決定に関する透明性および公正性をより向上させるため、指名・報酬等委員会を設置しております。当社の監査等委員以外の取締役の個別の報酬決定手続としては、上記方針に従い、株主総会の承認によって定められた枠内で、取締役会の決議に基づき決定しています。かかる決定に際しては、指名・報酬等委員会の諮問を経て、その審議および答申内容を踏まえることとしております。なお、指名・報酬等委員会は、上記に加え、取締役報酬等に関する方針、構成、報酬テーブルや算定ルールについての妥当性の検証や改定案の提示等を行ないます。

c.取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役会は、代表取締役 社長執行役員 松崎善則氏に対し、各取締役の基本報酬の額および役員賞与（業績連動報酬等）の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループ全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の職務執行等の評価を行うには、代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容および金額の基準となる報酬テーブル等の決定にあたっては、事前に指名・報酬等委員会がその妥当性等について確認しております。

⑥社外役員に関する事項

a. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（常勤監査等委員）酒井由香里氏は、太平洋金属株式会社の社外取締役であります。当社は兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）西川英彦氏は、法政大学経営学部兼大学院経営学研究科教授、株式会社碩学舎の代表取締役および日本マーケティング学会の副会長であります。当社は各兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）倉橋雄作氏は、中村・角田・松本法律事務所パートナー弁護士および兼松株式会社の社外監査役であります。当社は各兼職先との間に特別な関係はありません。

b. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 常勤監査等委員	酒 井 由 香 里	【取締役 常勤監査等委員】 当事業年度に開催した取締役会18回のうち全てに出席し、また監査等委員会13回のうち全てに出席しました。主に財務・会計を含む金融関連知識およびダイバーシティの観点から積極的な発言を行っており、常勤監査等委員の立場から、監督・助言等を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 【指名・報酬等委員会 委員長】 当事業年度に開催された指名・報酬等委員会3回のうち全てに出席し、同委員長として、客観的・中立的立場で、役員の指名や報酬等のコーポレートガバナンスに関する決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 監 査 等 委 員	西 川 英 彦	【取締役 監査等委員】 当事業年度に開催した取締役会18回のうち全てに出席し、また監査等委員会13回のうち全てに出席しました。主にファッション業界および小売業界での豊富な経験や大学教授としての専門的な見地から積極的な発言を行っており、特にEC戦略やDX戦略についての助言等を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 【指名・報酬等委員会 委員】 当事業年度に開催された指名・報酬等委員会3回のうち全てに出席し、同委員として、経営学やマーケティング等の専門的な知見を活かした発言を行っており、客観的・中立的立場で、経営体制の改革やサクセッションプラン等の決定プロセスに関して、必要十分な監督および助言機能を担っております。
取締役 監 査 等 委 員	倉 橋 雄 作	【取締役 監査等委員】 当事業年度に開催した取締役会18回のうち全てに出席し、また監査等委員会13回のうち全てに出席しました。主に弁護士としての専門的な見地から積極的な発言を行っており、特に法的観点における意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 【指名・報酬等委員会 委員】 当事業年度に開催された指名・報酬等委員会3回のうち全てに出席し、同委員として、コーポレートガバナンスや内部統制に関する豊富な知見から必要な発言を行っており、客観的・中立的立場で、経営体制の改革やサクセッションプラン等の決定プロセスに関して、必要十分な監督および助言機能を担っております。

(4) 会計監査人の状況

①名称 有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	49百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況の詳細および報酬見積りの算定根拠について必要な確認を行い、審議を行った結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

③非監査業務の内容
該当事項はありません。

④会計監査人の解任または不再任の決定の方針
監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初の株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行状況等から、その適格性や独立性に問題があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、監査等委員会の当該決定に基づきこれを株主総会に提出いたします。

⑤責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. コンプライアンス体制

- ① コンプライアンス体制を整備し、業務の健全性を確保することによって当社グループの社会的信頼を確保し、以て経営理念の実現に資することを目的として「コンプライアンス規程」を定める。役職員は、コンプライアンスの実践に際して、本規程に基づく「ユナイテッドアローズグループ行動指針」をその行動規範とする。また、社会の変化、事業活動の変化等に応じて、当社グループへの社会的信頼を確保するための各種の取組みを推進し、経営理念の実現を企図する。
- ② コンプライアンスを全社的かつ実効的に推進すべく「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する方針、活動計画及び教育計画の検討・承認、並びにコンプライアンス上の課題の検討等を行う。
- ③ コンプライアンス上疑義のある行為が発生・発覚した場合には、取締役、執行役員及び従業員が、「内部通報規程」に則り、外部機関に匿名で通報できる「内部通報制度」を設け、どんなに小さな不正や不祥事をも見逃さない企業風土を醸成することとする。また、会社は通報内容を秘匿扱いとし、通報者に対して不利な扱いを行わないこととする。

- ④ 職務執行にあたっては、「業務分掌規程」や「職務権限規程」により各部署、各職責ごとの職務範囲や決裁権限を明確にし、適正な牽制、報告が機能する体制とする。
 - ⑤ 社長直轄の「内部監査室」が定期的に各店舗・各部署の内部監査を実施し、法令、定款への適合状況及び社内規程に基づく職務執行状況について確認を行うこととする。
2. 情報の保存及び管理体制
- ① 職務執行にかかる情報については「文書管理規程」に基づき、情報種別に応じた保存期間を定め管理することとする。また、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。
 - ② システム内に保存されている文書についても、情報システムに関する社内ルール、ガイドラインに基づいて閲覧権限を設定し、経営上の重要情報の保存、管理を徹底することとする。
3. リスクマネジメント体制
- ① リスクマネジメント体制を整備し、リスクの発生の防止またはリスクが発生した場合の損失の最小化を図ることによって、経営理念の実現に資することを目的として「リスク管理規程」を定める。役職員は、リスクマネジメントを自律的に実践すべく、その業務の執行に際して、経営理念の実現を阻害するリスクの把握と対処に努める。
 - ② リスクマネジメントを全社的かつ実効的に推進すべく「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスクマネジメントに関する方針、活動計画及び教育計画の検討・承認、重要リスクの評価・選定及びその対応策の検討・承認、並びにリスクマネジメント上の課題の検討等を行う。
 - ③ 危機発生時には「対策本部」を立ち上げ、情報を集中管理のうえ対応を行うこととする。
 - ④ 当社を取り巻く環境変化に伴い、各部門において常にリスク要因の見直しを行うとともに、規程や各種マニュアル整備を継続し、リスクの未然防止と危機発生時の適切な対応の両面からの体制整備を行うこととする。
4. 効率的な職務執行体制
- ① 取締役としての職務執行上の意思決定は、法令及び「取締役会規則」、「職務権限規程」等に則り行われることとする。
 - ② 定時取締役会は月1回開催することとし、決議事項の審議と業務の執行状況や業績について報告を受けることとする。また、必要に応じて臨時取締役会を開催するとともに、取締役間で随時打ち合わせを行うこととする。また、原則毎週開催される「経営会議」にて社内取締役が重要事項の討議や決議を行う体制を確立し、十分な議論の場の確保と経営スピードの向上の両立を図る。
 - ③ 執行役員制度を導入することにより、業務の迅速な執行を図るとともに、取締役会における意思決定と監督機能を強化している。
5. グループマネジメント体制
- ① 子会社については、各社の自主的な運営を重んじつつ「関係会社管理規程」に基づいて子会社管理の基本方針や体制を定め、この規程に沿って、業務上の重要事項についての必要な決裁や報告制度等の管理体制を整備する。また、状況に応じて当社より子会社へ取締役及び監査役を派遣することで、業務の適正化を図るとともに、各子会社における取締役会での報告等を通じて営業面の現況を把握する体制を整備することで業務の効率化を図るものとする。
 - ② 当社では、子会社の管理面（規程や職務権限等）や、コンプライアンス、リスクマネジメントの体制整備については、各関係部門が連携して必要に応じて指導、支援を行うと同時に、内部通報制度等の仕組みを子会社へも展開することで、当社グループとしての内部統制システムの整備を図るものとする。
 - ③ 当社の「内部監査室」が子会社に対しても内部監査を実施することにより、法令、定款への適合状況や社内規程に基づく職務執行状況について確認を行うこととする。
 - ④ 財務報告に係る内部統制は、子会社も含めた必要な体制構築を継続的に行うことで、財務報告の信頼性、ひいては社会的信頼性を確保、向上し続けるものとする。

6. 監査等委員会の監査体制

- ① 監査等委員会の職務を補助すべき兼任の使用人を置いており、この使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するためにその任命、異動、評価、懲戒等については監査等委員会と協議の上決定することとする。
- ② 上記使用人への監査等委員会の指示の実効性を確保するために、その使用人への必要な調査権限の付与や各部署の協力体制等を確保することとする。
- ③ 当社グループの取締役、執行役員及び従業員は、当社グループに著しい損害を与える、あるいは与えるおそれのある重要な事項について当社の監査等委員会又は監査等委員に速やかに報告する。
- ④ 内部監査やリスクマネジメント委員会等で識別されたリスク等は、当社の監査等委員会へ定期的に報告される体制とする。
- ⑤ 当社の監査等委員会又は監査等委員に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として降格や減給等の不利な扱いを受けないことを確保する体制とし、その旨を周知徹底する。
- ⑥ 当社の監査等委員会又は監査等委員は、当社グループの取締役会等の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、各社の取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、必要に応じて各社の取締役、執行役員及び従業員に説明を求めたり、必要な書類の閲覧を行ったりすることができる。
- ⑦ 当社の監査等委員会は、会計監査人、弁護士その他の外部アドバイザーを適宜活用できる。
- ⑧ 監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用の償還、負担した債務の弁済を請求したときには、その費用等が職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、これに応じる。

7. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ① 当社グループでは市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して毅然たる態度を貫き、一切の関係を遮断することを基本方針とする。
- ② 当社は「総務法務部」を対応部署とし、顧問弁護士や警察及び公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター等の外部機関ならびに各地区の防犯顧問と連携して、反社会的勢力排除のための社内体制の整備と情報収集を行うものとする。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づく、当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。なお、業務の適正を確保するための体制については、運用状況を定期的に確認した上で、必要に応じて見直しを行っております。

1. リスク管理およびコンプライアンスに関する体制の運用状況

- ① 2021年4月1日付で「内部統制基本規程」、「内部統制委員会運営細則」及び「危機管理規程」を廃止するとともに、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を新設することによって、「内部統制委員会」を廃止し、「リスクマネジメント委員会」及び「コンプライアンス委員会」を新設しました。
- ② 当事業年度は、定例の「リスクマネジメント委員会」を12回、臨時の同委員会を1回開催するとともに、定例の「コンプライアンス委員会」を4回開催し、それらの活動内容の概要は監査等委員会にも報告・共有されました。

- ③ 公益通報者保護法の改正や昨今の内部通報制度の潮流を踏まえ、2021年4月1日付で「内部通報規程」を一部改定し、その周知を図るべく、同制度の概要に関する社内メールを発信するとともに、毎年人事部主導で全従業員を対象に行っている「従業員意識調査」内で同制度に関するアンケートも実施しました。なお、内部通報制度は適切に運用されました。
 - ④ いわゆるコロナ禍における社会情勢の変化や、近時当社内で発生したトラブル等を踏まえたコンプライアンス上特に留意すべき事項等を「コンプライアンスマニュアル」に追加し、その啓蒙に活用しました。
 - ⑤ 全社的な取り組みとして2022年2月を「リスク・コンプライアンス月間」と銘打ち、属性に応じたコンプライアンス研修やWebテスト等の啓蒙活動を実施するとともに、緊急事態における迅速な情報集約の訓練等を集中的に実施しました。
 - ⑥ 「リスク管理規程」に基づき、頻発する自然災害における被害状況を迅速に把握するとともに、被災店舗の早期復旧を図りました。また、同規程に基づき設置している新型コロナウイルス対策本部を中心に、新型コロナウイルスに関する情報の収集・共有や各種の対応等を実施しました。
2. 職務執行の適正および効率性の確保に関する体制の運用状況
- ① 当事業年度においては、取締役会を18回（うち定時取締役会12回、臨時取締役会6回）開催しました。中期経営計画や単年度経営方針に基づいた活発な意見交換が行われ、適切な意思決定と監督機能の実効性が確保されています。
 - ② 取締役会の実効性につき評価を行い、その結果に基づき、取締役会の運営の改善に努めました。
3. 当社グループの管理体制の運用状況
- ① 「関係会社管理規程」に基づき、適宜、当社と子会社の管理担当者との情報共有を図ることによって、グループとしての業務の適正と効率的な運営に繋がりました。なお、上記「リスクマネジメント委員会」及び「コンプライアンス委員会」には、主要な関係会社の管理担当役員も参加しました。
 - ② 子会社の規程類を随時見直し、グループとしての統一運用を図るべき部分については改定を実施いたしました。また、法改正等への対応についてはグループ全体で漏れなく規程改定が行われるよう、関係各部にて連携しつつ対応を行いました。
 - ③ 当社「内部監査室」が子会社に対して継続して内部監査を実施することによって、モニタリング体制を維持しました。
 - ④ 重要な子会社については、同社の幹部社員に対するリスクアンケート等を実施し、重要なリスクを把握する等、リスク管理体制を整備しました。
4. 監査等委員会の監査体制の運用状況
- ① 当事業年度においては、監査等委員会を13回（うち定時監査等委員会11回、臨時監査等委員会2回）開催しました。
 - ② 内部通報制度等により把握された当社グループのコンプライアンス上疑義のある行為や、「リスクマネジメント委員会」等で識別されたリスクについては、監査等委員会に対して適宜報告されています。
 - ③ 「三様監査体制」に基づき各種情報交換等を進めてまいりました。
5. 反社会的勢力排除に向けた体制の運用状況
- ① 新規契約先に対しては、反社会的勢力に該当しない旨の宣誓を取得するよう努める他、契約後においても必要に応じて調査を実施しました。
 - ② 外部機関等を通じ、反社会的勢力排除に向けた情報の収集および相談体制の強化を図りました。

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	38,475
現金及び預金	5,593
受取手形及び売掛金	184
商品	20,030
貯蔵品	516
未収入金	11,385
その他	765
固定資産	21,228
有形固定資産	5,229
建物及び構築物	3,493
機械及び装置	808
土地	569
建設仮勘定	12
その他	345
無形固定資産	1,356
その他	1,356
投資その他の資産	14,642
差入保証金	7,049
繰延税金資産	4,141
その他	3,453
貸倒引当金	△1
資産合計	59,703

(単位：百万円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	25,437
支払手形及び買掛金	8,858
短期借入金	7,800
未払金	4,434
未払法人税等	662
賞与引当金	801
資産除去債務	79
その他	2,801
固定負債	4,197
資産除去債務	4,164
その他	32
負債合計	29,634
純資産の部	
株主資本	30,210
資本金	3,030
資本剰余金	4,415
利益剰余金	27,771
自己株式	△5,006
その他の包括利益累計額	△141
為替換算調整勘定	△141
純資産合計	30,069
負債純資産合計	59,703

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) (単位：百万円)

科目	金額
売上高	118,384
売上原価	59,293
売上総利益	59,090
販売費及び一般管理費	57,407
営業利益	1,683
営業外収益	1,218
受取利息	0
為替差益	171
受取賃貸料	13
仕入割引	58
受取手数料	14
保険配当金	25
助成金収入	241
持分法による投資利益	588
その他	103
営業外費用	73
支払利息	28
賃貸費用	14
その他	30
経常利益	2,827
特別利益	65
関係会社出資金売却益	65
その他	0
特別損失	1,133
固定資産除却損	20
減損損失	1,043
賃貸借契約解約損	69
税金等調整前当期純利益	1,759
法人税、住民税及び事業税	478
法人税等調整額	548
当期純利益	732
親会社株主に帰属する当期純利益	732

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) (単位：百万円)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日 残高	3,030	4,415	27,641	△5,218	29,868
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△199		△199
親会社株主に帰属する当期純利益			732		732
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△211		211	－
譲渡制限付株式報酬		44			44
持分法適用関連会社の剰余金変動による増減			△235		△235
利益剰余金から資本剰余金への振替		167	△167		－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	130	211	341
2022年3月31日 残高	3,030	4,415	27,771	△5,006	30,210

項目	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益合計	
2021年4月1日 残高	△23	△23	29,844
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△199
親会社株主に帰属する当期純利益			732
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			－
譲渡制限付株式報酬			44
持分法適用関連会社の剰余金変動による増減			△235
利益剰余金から資本剰余金への振替			－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△117	△117	△117
連結会計年度中の変動額合計	△117	△117	224
2022年3月31日 残高	△141	△141	30,069

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	32,474
現金及び預金	4,379
商品	18,378
貯蔵品	516
前渡金	63
前払費用	544
未収入金	8,492
その他	99
固定資産	22,809
有形固定資産	5,229
建物及び構築物	3,493
機械及び装置	808
工具、器具及び備品	345
土地	569
建設仮勘定	12
無形固定資産	1,343
ソフトウェア	1,085
その他	257
投資その他の資産	16,236
関係会社株式	50
関係会社出資金	3,070
関係会社長期貸付金	2,566
長期前払費用	2,475
繰延税金資産	4,054
差入保証金	6,167
その他	1
貸倒引当金	△1
関係会社貸倒引当金	△2,148
資産合計	55,283

(単位：百万円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	20,408
買掛金	7,453
短期借入金	4,500
未払金	4,127
未払費用	66
未払法人税等	648
前受金	15
預り金	227
前受収益	49
賞与引当金	775
資産除去債務	69
その他	2,474
固定負債	5,418
関係会社事業損失引当金	255
関係会社債務保証損失引当金	1,500
資産除去債務	3,630
その他	32
負債合計	25,827
純資産の部	
株主資本	29,456
資本金	3,030
資本剰余金	4,095
資本準備金	4,095
利益剰余金	27,337
利益準備金	31
その他利益剰余金	27,306
自己株式	△5,006
純資産合計	29,456
負債純資産合計	55,283

招集通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	107,482
売上原価	54,025
売上総利益	53,456
販売費及び一般管理費	50,770
営業利益	2,685
営業外収益	1,015
受取利息	5
受取配当金	352
為替差益	181
受取賃貸料	14
仕入割引	58
受取手数料	14
保険配当金	25
助成金収入	205
その他	155
営業外費用	200
支払利息	21
賃貸費用	14
関係会社貸倒引当金繰入額	136
その他	28
経常利益	3,501
特別利益	128
関係会社出資金売却益	128
その他	0
特別損失	3,394
固定資産除却損	1
減損損失	675
関係会社貸倒引当金繰入額	900
関係会社事業損失引当金繰入額	255
関係会社債務保証損失引当金繰入額	1,500
その他	61
税引前当期純利益	235
法人税、住民税及び事業税	465
法人税等調整額	454
当期純損失	△684

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰余金	利益準備金	その他利益 剰余金		
2021年4月1日 残高	3,030	4,095	－	31	28,358	△5,218	30,296
事業年度中の変動額							
剰余金の配当					△199		△199
当期純損失					△684		△684
自己株式の取得						△0	△0
自己株式の処分			△211			211	－
譲渡制限付株式報酬			44				44
利益剰余金から資本剰余金への振替			167		△167		－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△1,051	211	△840
2022年3月31日 残高	3,030	4,095	－	31	27,306	△5,006	29,456

項目	純資産合計
2021年4月1日 残高	30,296
事業年度中の変動額	
剰余金の配当	△199
当期純損失	△684
自己株式の取得	△0
自己株式の処分	－
譲渡制限付株式報酬	44
利益剰余金から資本剰余金への振替	－
事業年度中の変動額合計	△840
2022年3月31日 残高	29,456

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

株式会社 ユナイテッドアローズ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 広瀬 勉
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 大辻 隼人
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ユニテッドアローズの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユニテッドアローズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

株式会社 ユナイテッドアローズ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 広瀬 勉
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 大辻 隼人
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユナイテッドアローズの2021年4月1日から2022年3月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第33期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

株式会社ユニテッドアローズ監査等委員会

常勤監査等委員 (社外取締役) 酒井由香里 印
監査等委員 (社外取締役) 西川英彦 印
監査等委員 (社外取締役) 倉橋雄作 印

以上

第33回定時株主総会会場のご案内

場所

東京都千代田区大手町一丁目2番1号
Otemachi One 3階 大手町三井ホール



交通

「大手町駅」下車 C4・C5出口より地下通路直結
東京メトロ 千代田線・半蔵門線・丸ノ内線・東西線／都営地下鉄 三田線

株主総会ご出席の株主様へのお土産の配布・懇親会の開催はございません。
あらかじめご承知おきますよう、お願い申し上げます。

